

広島市政と市民

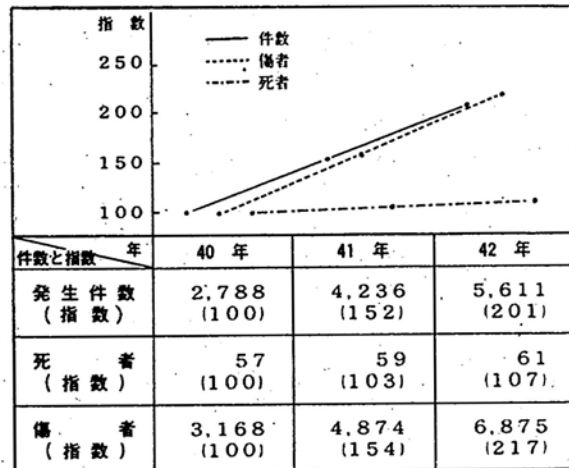
交通安全対策

特集号 No 271

表の3 車と車による交通事故状況の推移

区 分	年別	件 数	構成比	10	20	30
出会いがしらの衝突	41	1,591	20.3			
	42	2,016	18.0			
追 突	41	1,534	19.6			
	42	3,284	29.3			
右折時の側面衝突	41	1,364	17.4			
	42	1,574	14.0			
進路時の接触衝突	41	734	9.4			
	42	788	7.0			
正面衝突	41	682	8.7			
	42	884	7.9			
すれ違い時の接触	41	434	5.6			
	42	514	4.6			
そ の 他	41	1,491	19.0			
	42	2,159	19.2			
合 計	41	7,830	100			
	42	11,219	100			

表の1 市内における交通事故発生状況の推移



つぎに、表の二をさらに区分して、事故の原因別に見てみましょう。まず、車と車による事故の内容を分類しますと、表の三のようになっています。四十年に比較して、四十二年の特徴は、追突による事故が大幅に増加していることです。おそろしいムチ打ち症の大半の原因は、この追突事故によるものです。車を運転される人もまた、同乗者も、おたがいに交通ルールを守ることを注意しあう、じゅうぶんに車間距離をとり、追突事故を含めて、車と車とによるいっさいの事故防止に心がけてください。

表の4 人と車による交通事故の状況推移

区 分	年別	件 数	構成比	10	20	30
横断歩道を横断しているとき	41	1,151	29.4			
	42	1,101	24.2			
路上へ飛び出したとき	41	966	24.7			
	42	1,198	26.4			
横断歩道を横断しているとき	41	637	16.3			
	42	775	17.1			
青 面 進 行 中	41	300	7.7			
	42	400	8.8			
対 面 進 行 中	41	211	5.4			
	42	248	5.5			
路上遊戯や作業をしているとき	41	136	3.5			
	42	132	2.9			
そ の 他	41	510	13.0			
	42	689	15.1			
合 計	41	3,911	100			
	42	4,543	100			

市内にある交通事故相談機関
市 交 通 事 故 相 談 室 電話 二二二二
県 交 通 事 故 相 談 所 電話 二二二二
交通安全協会交通安全相談所 電話 二二六二
日弁連交通安全相談センター 電話 二一八八

交通事故は年ごとに増加し、事故にあつて父母や妻子を失ったり、いたいけない子どもを生産の不具者にしてたりして、多くの不幸な事態が毎日くり返され、わたくしたちの日常生活をおびやかしています。

市内における事故発生状況を表の一で見ますと、発生件数、傷者数とも大幅に増加しています。不幸中の幸いといえましょうか、死者数は、多少、その増加率が下がっています。

交通機関の異常な発達に伴って交通事情が悪化し、こんごも交通事故による犠牲者はますます増加することが予想されます。そこで、交通事故の内容を原因別などで分析して、交通事故を防止するための指針にしたいだけではないと思ひます。

表の2 県内における交通事故の状況推移

区 分	年別	件 数	構成比	10	20	30	40	50	60	65
車と車による事故	41	7,830	59.5							
	42	11,219	64.6							
人と車による事故	41	3,991	29.7							
	42	4,543	26.2							
車両単独の事故とその他の事故	41	1,330	10.8							
	42	1,600	9.2							
合 計	41	13,151	100							
	42	17,362	100							

表の四は人と車との事故内容を分類したものです。人と車との事故の中でふえていたものは「路上への飛び出し」です。飛び出す車は急に止まれない、というスローダウンをもう一度思い出してください。たとえば、時速四〇キロで走っている車が、飛び出してきた歩行者を発見して急ブレーキをかけても、その車は約十六メートル走ったのちにやっと止まるといふのが、車を走らせているときの実情ですから、歩行者は車が走ってくる距離の見とおしをつけて道路を渡らないと危険です。

交通事故の内容を大きく分類しますと、表の二のように三つの型になります。これを件数の割合で見ますと、車と車による事故件数は、四十年と四十二年とを比較して、四十二年は四三%も増加しています。人と車とによる事故件数は一六%の増加にとどまっています。

このことは、わが国の交通事故が、だんだん米国型（アメリカでは立体交差などの施設によって、人と車の交通の流れが区分されていますので、車と車とによる交通事故が、発生件数の中で、もっとも多く記録されています）になりつつあることを如実に示しているものと思ひます。

みんなて交通安全を防止しよう

交通災害共済制度

一日一円であなたを守る



交通安全は、平和都市ヒロシマに住むわたしたちの強い願いですが、きょうは人の身、あすはわが身、ということばが、いみじくも表現しているように、いつ、それが交通事故にあわないとも限りません。しかし交通事故による被害者の救済対策は、まだまだ確立されておられません。

ですから、まじい、不幸にして、事故にあえば思わぬ費用がかかり、そのうえ、傷痕や後遺症が残る、生活が苦しくなってしまう、家族みんなが打ちひしがれた状態に泣くことになります。

みんなこぞつてご加入を

加入の資格
市内に住所があり、住民基本台帳に記録されている人、外国人登録をしている人のどちらかであれば年齢を問わず、だれでも加入できます。

加入期間
申込みをした日の翌日から一年間です。一年のうち、いつでも加入できます。ただし、本年度は六月一日から事前に受け付けますので、六月三十日までの受け付けは、すべて七月一日から一年間になります。

加入料
ひとりにつき年額三百六十五円です。これを一日で計算しますと

一日一円になります。一日一円というわずかな会費です。気軽に入会していただけたらと思います。加入者が、死亡、市外転出などで会員の資格を失ったときは、納入された会費は返還しません。

加入見舞金
会員が交通事故にあわれたときは、その傷害の程度によって、下表の見舞金を支給します。

加入対象となる交通事故
自動車、原動機付き自転車、自転車、トロリーバス、電車、汽車（気動車、その他、鉄道車両を含む）によって発生した、人に対する交通死傷事故で、市内のどこで受けた交通事故にも適用します。

等級	傷害の程度	金額
1	死亡	50万円
2	6か月以上の傷害	10万円
3	3か月以上の傷害	5万円
4	1か月以上の傷害	2万円
5	1週間以上の傷害	5,000円

ただし、自殺、でい酔運転、無免許運転、いちいちスピード違反の運転など、故意の事故や重大な過失による事故、また、天災

や不正に見舞金を受けようとしたときは対象にはなりません。

加入申込み方法
市役所交通安全対策課か地元の各出張所に申込み用紙がありますので、必要なことがらをご記入のうえ、会費を添えて申し込んでいただければ会員証をお渡しいします。印鑑は必要ありません。六月中旬の事前受け付けの期間は、市役所戸籍課の窓口でも受け付けます。

加入見舞金の請求手続き
① 加入見舞金の請求書と警察署の交通事故証明書② 医師の診断書③ 加入見舞金請求書に添えて、市役所交通安全対策課へ届けたいだけですが、その場で見舞金ももらえます。ただし、特殊な交通事故の場合は、市が設ける審査委員会が審査しますので、その場で見舞金をお支払いすることができません。

そこで、広島市では、このよう不幸な状態を少しでも解消するため、市民のみなさんの助け合いによって、交通事故を受けた人たちの救済措置として、交通安全共済制度をスタートさせ、明るい市民生活を築いていくことになりました。この交通安全共済制度は、市民のみなさんの幸せを、一日一円で守るもので、七月一日から実施します。制度の趣旨をいふぶんご理解いただき、家族ぐるみ、職場ぐるみ、町ぐるみで、みんなが揃ってご加入いただくようおすすしめします。

せん、死亡の場合は、身分関係を明かにする住民票謄本、戸籍謄本などの書類が必要です。

加入見舞金の追加支給
いったん見舞金を受けたあとで事故が発生した日から一年以内に医師の診断書が重くなったときは、医師の診断書を添えて請求すれば差額を追加して支給します。

加入見舞金の請求期間
見舞金は事故の発生した日から一年以内に請求してください。

この交通安全共済制度は、傷害保険と違って、市民のみなさんがおたがいに会費を出し合い、交通事故にあった会員を救済する助け合いの制度で、市が直接市民のみなさんの幸福を願って運営しているものです。会員のみなさんが納められた会費は、すべて見舞金など、交通安全共済費に当てられます。余分なお金があったときは、見舞金の増額など、共済制度の内容をよりよくすることに当てられます。いっぽう、もし、資金が不足したときはどうなるのかといふと、この場合も市が責任をもって見舞金をお支払いします。会員のみなさんには、ごめいらくをおかけすることはありせん。

本来なら、交通事故を起こさないことが好ましいことですが、交通戦争、とまでいわれる今日の時代ですから、いつ交通事故がふりかかってくるかわかりません。交通ルールをちゃんと守っていても無運な運転による車でケガをしたり、死亡したりすることがあります。また、歩行者の無様な飛び出しによる事故も発生します。このようならなまじいときに備えて、ぜひ、交通安全共済制度へご加入ください。



二輪の自動車・原動機付き自転車通行止め



二輪の自動車以外の自動車通行止め



車両進入禁止



車両通行止め



通行止め

交通標識はよく見て、必ず守りましょう

疑問にお答えします

こんなときはどうなりませんか

問 一日一円くらいの会費で、いざというときに見舞金が支給されることはありますか？

答 はい、あります。ひとり十口くらい加入しておくと、十倍の見舞金がいだけるので、お得です。

問 加入料は、ひとり一円限りですか？

答 加入料は、ひとり一円限りです。ひとりの会費は年三百六十五円、ひとり一円でも加入できるというところは、ありません。

問 一年ごとの加入申し込みは、いつからいつまでですか？

答 加入申し込みは、六月一日から事前に受け付けますので、六月三十日までの受け付けは、すべて七月一日から一年間になります。

問 加入料は、ひとり一円限りですか？

答 加入料は、ひとり一円限りです。ひとりの会費は年三百六十五円、ひとり一円でも加入できるというところは、ありません。

問 加入料は、ひとり一円限りですか？

答 加入料は、ひとり一円限りです。ひとりの会費は年三百六十五円、ひとり一円でも加入できるというところは、ありません。

国内どこでも事故でも適用

会社、学校の一括加入も可能

加入はひとりで一口限り、みんなで助けあう制度

問 加入料は、ひとり一円限りですか？

答 加入料は、ひとり一円限りです。ひとりの会費は年三百六十五円、ひとり一円でも加入できるというところは、ありません。

問 加入料は、ひとり一円限りですか？

答 加入料は、ひとり一円限りです。ひとりの会費は年三百六十五円、ひとり一円でも加入できるというところは、ありません。

問 加入料は、ひとり一円限りですか？

答 加入料は、ひとり一円限りです。ひとりの会費は年三百六十五円、ひとり一円でも加入できるというところは、ありません。

問 加入料は、ひとり一円限りですか？

答 加入料は、ひとり一円限りです。ひとりの会費は年三百六十五円、ひとり一円でも加入できるというところは、ありません。



一方通行 駐車禁止 追越し禁止 転回禁止 車両横断禁止 自転車通行止め

3つの交通安全施設

相ついで完成



広島駅前にできた「モノス陸橋」
(4月30日から開通)



大芝に完成した交通公園
(5月5日から開園)



神崎小学校にできた交通センター(3月6日にオープン)

広島市における交通事情は年々悪化の一途をたどっています。で、広島市では、市民のみならず、交通の安全を積極的に守るため「広島市交通安全推進要綱」にもとづいてつぎの事業を実施します。

◇交通安全対策事業

①交通安全を推進し、みなさんの積極的な協力を求め、交通安全思想を普及するため、各地域に交通安全推進員を設置します。

②園児・児童・生徒に交通安全教育の徹底をはかるとともに、社会教育の一環として、市民のみならず、対する交通安全教育もあわせて実施します。

③園児に対しては随時交通安全教育を行ない、園児の送り迎えの徹底と家庭における安全な遊びの指導を保護者にお願します。

④児童・生徒に対しては、市内全小学校に備えている交通安全模範訓練用の道路標識や信号機を利用して実技訓練をします。また、昨年度、試験的に神崎小学校へ「交通安全実施指導コーナー」を設置しましたが、結果をみて順次設置校をふやし、さらに、必要に応じて県立広島交通公園でも指導に当たります。婦人学級、成人学級などでも交通安全教育を取りあげます。

⑤交通事故防止対策として、歩行者、とりわけ、学童・園児の指導をする交通指導員を設置することを検討します。また、交通安全施設の整備と通学・通園路の安全を確保するため、科学的な交通事故対策の調査・研究を行ないます。

安全教育の徹底を

施設整備の推進も

◇交通安全施設整備事業

①歩道、踏切道、防護柵、街路灯、中央分離帯など、交通安全施設の整備・充実をはかります。

②交通難を解消し、円滑な道路交通を確保するため、道路や橋りょうを国の補助により建設・整備し、また、市独自の道路舗装や改良も実施します。さらに、幼児・児童の遊び場をつくり、子どもを交通事故から守るために、児童公園の整備を行ないます。

③道路の効用を保持し、道路交通の円滑化をはかるため、駐車施設の設置の具体的な整備計画を策定します。それとともに、商店などの店先道路の不正使用や道路上の土砂・ゴミなどの不正排出を積極的に取り締まります。

◇交通安全対策事業

④交通安全施設整備事業

⑤交通安全施設整備事業

⑥交通安全施設整備事業

⑦交通安全施設整備事業

⑧交通安全施設整備事業

⑨交通安全施設整備事業

⑩交通安全施設整備事業



こんな行為は絶対にやめましょう



停車可 駐車可 徐行 一時停止 歩行者通行止め 歩行者横断禁止

広島市政と市民

43年度の
事業と予算

特集号 No 272

住みよい都市づくりのために



豊かな市民生活のために



広島市では、二十余年間にわたる戦災復興事業がようやく終末をつけ、いよいよ換地清算事務を開始しようとしています。山田市政は、これまでの復興・整備期から、将来へ向かう躍進期への転換時期にスタートしたといえます。

山田市長は、昨年五月の就任に当り、広島市政は国際平和都市の建設をめざして推進して行くことを明言しましたが、これは、住宅、道路、上下水道、清掃、物価、教育、民生、保健衛生、産業、交通安全など、各般の施策を充実し、国際平和都市の建設という高い目標に向かって、市民生活をレベルアップして行くことに大きなネライがあります。そのためには、十年、二十年という将来へのビジョンを描きながら、しかも、年ごとに新しい視野に立った、大胆で力強い施策の展開が必要になります。西部開発事業の推進、段原・基町地区都市再開発事業の促進、清掃事業の改善、下水道事業の拡充、市営住宅の立体化、平和文化運動の推進など、四十三年度には、新しい角度で進められようとしているいくつかの施策があります。

四十三年度の予算は、国際平和都市の建設という大目標を堅持して、昨年七月の市議会で山田市長が明らかにした所信表明と、昨年十二月に作成した四十二年度から四十五年度までの重要施策四か年計画を基本に編成しました。この予算は、四十三年度四月から四十四年度三月までの事業のために使われる経費で、住みよい都市づくりのために、また、豊かな市民生活のために、一年間をどのように効果的な事業を進めて行くか、いざば広島市の台所をまかなうたいせつなものです。それだけに、予算編成に当たっては、年間をつうじて予定される収入・支出はできる限りこの当初予算に組み入れ、通年予算主義のたて前のもとに、市税、国庫支出金、使用料、手数料などの収入をじゅうぶん考慮して、慎重に検討を加え、あくまで健全財政を維持して行くことにしております。

四十三年度予算は、三月七日から開かれた市議会で議決され、すでに、四月一日からの予算にもとづいて、新しい事業を推進しております。この特集号では、四十三年度のおもな事業とその予算のあらましをご紹介します。

ビジョンを描いて新しい施策の展開を

一般会計	
国庫金	1億2,253万9,000円
道県金	1億3,764万9,000円
市債	17億1,797万8,000円
地方債	16億1,467万7,000円
民金	17億2,671万5,000円
国庫金	15億9,960万2,000円
道県金	17億7,336万3,000円
市債	9億7,567万3,000円
地方債	10億4,854万8,000円
民金	1億5,900万9,000円
国庫金	1億8,029万1,000円
道県金	4億9,025万2,000円
市債	6億1,489万1,000円
地方債	20億3,719万円
民金	4億471万円
国庫金	5億2,811万7,000円
道県金	15億1,971万円
市債	7億1,764万2,000円
地方債	19億8,562万円
民金	7億5,200万4,000円

特別会計	
国庫金	5億6,741万8,000円
道県金	6億64万4,000円
市債	
地方債	
民金	

この会計の中には、上地区管理費、生活資金貸付、住宅改修資金貸付、延焼収入、物品買収金、市民福祉、交通災害共済の各会計が含まれています。

事業会計	
公益事業	4,227万8,000円
国民健康保険	4,207万2,000円
国民健康保険	20億9,385万4,000円
国民健康保険	24億1,327万3,000円
中央卸売市場	4,827万円
中央卸売市場	5,083万4,000円
食肉中央卸売市場	1億3,992万円
食肉中央卸売市場	1億3,555万2,000円
下水道	12億6,722万8,000円
下水道	17億1,791万8,000円
宅地造成	1億373万2,000円
宅地造成	5億3,515万6,000円
西部開発	13億7,300万円
西部開発	22億8,939万円

企業会計	
水道	41億2,707万7,000円
水道	54億4,670万6,000円
市民病院	7億8,767万4,000円
市民病院	8億5,777万4,000円

都市計画事業

路線名と場所	事業内容	43年度事業費
白鳥一丁目(牛田町)	用地購入、その他	3,707万7,000円
横川一丁目(江波町)	用地購入、移転補償、その他	1,200万円
常盤橋一丁目(牛田町)	用地購入、移転補償、その他	5,790万4,000円
中広一丁目(山崎町)	予定地買上げ	21万6,000円
南大橋下流(左岸)	第一度年線などの事業用地に於けるため	239万円
東施行事業負担金(矢野町から3か所)		1,340万円



整備進む河岸緑地帯

市営住宅建設戸数

場 所	棟 数	戸 数	構 造	種 別
基 町	1	220	高層耐火づくり 地下1階、地上 15階建て	1
己斐町ふじハイブ	3	150	中層耐火づくり 5階建て	1
戸坂町百田団地	2	8	簡易耐火づくり 2階建て	2
戸坂町百田団地	1	6	耐火づくり 3階建て	2
戸坂町桜が丘	1	49	中層耐火づくり 5階建て	2
北 基 町	1	47	高層耐火づくり 7階建て	2
戸坂町百田団地	3	120	中層耐火づくり 5階建て	低家賃 住宅



戸坂町住宅団地地図
①桜が丘団地
②百田団地
③東洋団地

を行ないます。

橋の架橋(二億二千二十五万六千円)は、継続事業としての空箱橋、舟入橋、新三篠橋の架橋事業のほか、小規模橋の架橋や改良を進めます。

公園・緑地の整備
二十か所の公園や緑地を整備(六千八百七十四万七千円)するほか、広島城の濠に水をたたえる工事も行ないます。

河川緑地は、残りの不法建築の撤去を促進し、その跡地を前年度に引き続き整備(三千五百七十七万五千円)して行きます。

市営住宅の浮かん一基の建造(二千八百万円)のほか、新しく七月から県営住宅の管理(九百九十五万八千円)に当たります。

水道事業の推進
一日最大給水能力三十万立方メートルをめざす、第五期拡張事業や配水設備整備事業(三十億九千七百万円)を推進します。また、配水設備の一般整備(二億四千七百五十万九千円)にも力を入れます。

今、水道料金を三・四・五・六の幅で改定しましたが、こんど、さらに企業の健全経営に努めながら、拡張事業などはいっそう強力に行ないます。

第一期下水道事業の推進(八億五千六百六十一万四千円)をはかることに、四ノ宮公園を継続事業として整備(一億九千二百二十万二千円)します。このほか、周辺部下水道の維持・整備(二億四千四百二十四万八千円)も進めます。また、新しく受益者負担制度を採用する方向で諸準備を進めます。

都市美化事業の推進
①公園・広場のゴミ収集の一元化②タバコ吸いがらみの設置③河川や河岸の清掃の強化④花いっぱいコンクールの実施⑤不法広告物に対する行政措置の強化⑥道路清掃の回数増加(一・二・三・四・五・六・七・八・九・十)を行ないます。

都市の整備と開発のための施策

復興整備期から躍進期へ 車換を意図した新事業

健康を守り災害を防ぐための施策

若い世代のための施策

安定したくらしのための施策

新しく建設する字品と三篠の地区公民館や既設の公民館を活用して地域青年活動リーダーの養成、家庭教育学級や成人学校の開催、子ども会活動の充実など(合計三千六百八十八万六千円)に努めます。

青少年健全育成地域活動を推進(二百二十一万一千円)するとともに青少年センター、青少年指導センターなどを効果的に活用して、青少年の体力向上、勤労青少年の余暇利用の指導、職業教育の充実などのための講習や研修を深め、青少年の校外指導(合計三千九百五十六万九千円)にも積極的に取り組めます。

自然動物園は安佐郡安佐町後山に建設します。四十三年度から四十五年度までを一期工事として、今年度は、まず、園路や広場を造成(一億六千三百二十五万五千円)します。

植物園は佐伯郡五日市町倉重に建設します。今年度から本格的な工事にとりかかると、まず、取付け道路や駐車場を建設(七千七百七十七万七千円)します。

園路や広場の造成(一億六千三百二十五万五千円)します。

園路や広場の造成(一億六千三百二十五万五千円)します。

園路や広場の造成(一億六千三百二十五万五千円)します。

園路や広場の造成(一億六千三百二十五万五千円)します。

園路や広場の造成(一億六千三百二十五万五千円)します。

園路や広場の造成(一億六千三百二十五万五千円)します。

園路や広場の造成(一億六千三百二十五万五千円)します。

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

若い世代のための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

健康を守り災害を防ぐための施策

産業振興のための施策

中小企業金融対策の強化
金融引締めを中心とした景気調整策により、中小企業の経営がますます困難になっています。これに対処して、設備の近代化、経営の安定化をはかるため、預託金融機関の増加、預託資金量の増加、貸付け条件の改善などを行ない、中小企業に対する融資制度などの金融対策（四億八千九百五十万三千円）の充実をはかります。

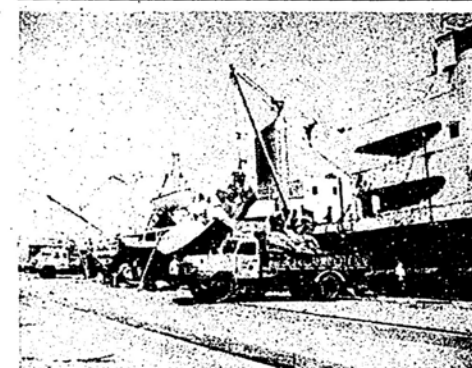
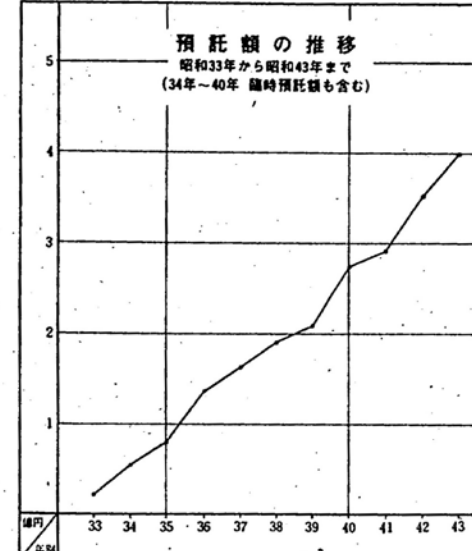
農工商業の振興
中小企業の体質を強化するための協業化・共同化・集団化の指導、企業診断の実施などの中小企業経営合理化対策（二百六十九万二千円）をはじめ、各種の技術コンクールや技術講習会の開催、技術者技能者の養成、発明思想の普及などの中小企業技術指導・発明の奨励（二千五百二十万三千円）、生産品の販路開拓と輸出の振興をはかるため、国の内外で開催される展示会や見本市への参加、市場の調査（二百六十七万四千円）、工業技術センターに設置する機械設備への補助（五百万円）、工業指導所の試作試験室の改築（一千八十六万九千円）などを行ない、中小企業を中心とした商工業の積極的な振興対策を進めます。

農業の振興
農業の振興対策としては、営農指導や畜産指導（合計二百一十三万五千円）を進めるいっぽう、金融対策（五百三十三万八千円）にも力を入れ、農業団体の育成・指導に当たります。また、継続事業として、似島農道の建設（三千九百九十三万六千円）、已斐上町農道などの新設・改良（二千六百十五万四千円）を急ぎます。

林業の振興
林業の振興対策としては、林業の技術指導や森林の保護（合計五十九万三千円）に努めるいっぽう、金融対策（二百万円）も充実します。

水産業の振興
水産業の振興対策としては、臨海地帯の土地造成による沿岸漁場の荒廃などに対処するため、養殖試験指導や販路の拡張（合計四百五十九万五千円）に力点を置くとともに、金融対策（三千五百五十二万一千円）を充実します。また、漁礁の設置（二百四十八千円）や各種講習会・技術修練会を開催（百九十九万九千円）します。

観光振興
国内・国外に対する宣伝や博覧会・展示会への参加（五百七十七万四千円）、花火大会、秋まつりなどの開催（二百二十六万三千円）、観光施設の整備（六百九十七万二千円）などを進めます。また、観光開発事業にも積極的に取り組みます。



貿易港として活況をみせる
広島港1万トンプース

基本的な市政執行のための施策

広島市広域都市圏の建設
広島市広域都市圏の建設、交通網計画などを参考にして、基本計画を修正し、広島市広域都市圏の基幹となる重要事業計画を策定して、国などの関係方面にその実現を働きかけます。いっぽう、近郊町村との合併は、近郊の十九町村で組織している広島広域行政懇談会の活動をつうじて、広域行政に必要な基礎調査を行なうとともに、事業の共同処理案を作成して、合併の気運（合計九十七万七千円）を盛りあげて行きます。

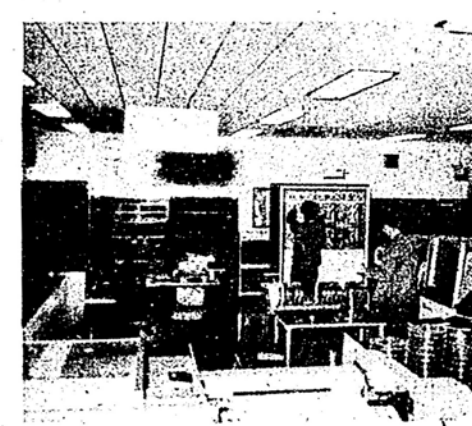
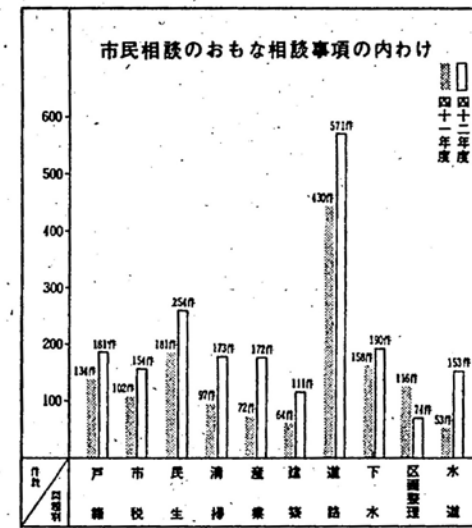
国際平和運動の推進
国際平和都市の建設を目標として、①平和に対する意識を高めるためのシンポジウム、講演会などの開催②平和問題の調査・研究や資料の収集・整備③国際文化会館建設の構想を具体化するための基礎調査の実施④平和文化団体の育成——など、平和文化活動（合計六百七十三万八千円）を活発に展開します。

行政広報の拡充
市政の重要事項を周知し、市民の理解と協力を得るため、広報紙の発行回数を増加するとともに、編集内容を改善し、新しく一年間の事業と予算を紹介する市長レポート「ことしの市政」と周辺町村に対する広報紙「広島市政」を発行します。また、市民との直接対話による市政懇談会の開催など（合計二千二百七十三万五千円）を行ない、いっそう、市政への理解度を高めます。

公聴業務の充実
地域や各界の市民を対象にした直接対話方式による「市長を囲む会」を随時随所に開催するとともに、投書箱を設置し、市民ダイヤルを増加して、市政に対する意見・要望・苦情などが気軽に寄せられるルートを整備します。また、特別相談の中に土地・建物相談を加え、公聴業務の充実（合計三百三十二万四千円）をはかります。

広島市長期総合計画の策定
今年度から本格的に計画を策定するため、土地利用計画や交通計画の作成を委託（八百二十六万二千円）します。また、広島市交通計画は、四十二年度から広島市交通問題懇談会をつうじて、その策定を急いでいますが、四十三年度で、交通体系の基本構想、土地利用計画、交通施設計画、交通関連施設計画の策定（二百八十三万六千円）を完了する予定です。

事務改善の推進
住民票を住民基本台帳に切り替え、事務の合理化（三千五百五十五万六千円）に努めます。また、電子計算機の積極的な活用、業務の合理化運動の実施などにより、事務効率の向上（五千九百四十万四千円）をはかって行きます。



活動する電子計算機

市民と市政の広島

新しくきまっ
た水道料金

特集号 No 273

六月分から徴収します

水道の新しい料金

昭和四十三年度予算案を審議する三月市会に、改訂率四・九一％として提案された水道料金の値上げ改訂案は、会期の延長をともなった大幅修正議決から、再議市の招集など、幾多の問題をもちながら慎重な審議を経て、去る四月二十日の早朝本会十五分となり、二五五円と改訂された新料金に、改訂された新料金は、六月徴収分から適用されることになり、水道局では、その準備を完了しましたので、この機会に、新料金について説明し、みなさんご理解をうけたいと思います。

新料金では いくら高くなるか

水道料金の新料金表は、下にか
けた表一のように改訂されました。この表の新しい旧金額欄の比較で、ご理解できるように、新料金では、超過使用量の区分を一段階多くして、生活に欠かせない使用量については低い料金にとどめるなど、料金の値上げが日常生活や物価に大きな影響をもちたせないよう注意を払っていますが、その説明はあとにして、このたびの改訂で、実際にいくら料金が高くなるかを計算してみます。

◆最初の例は、市内一般家庭の平均使用量といわれる一月十六立方分を使われるAさんの場合を、とりあげます。

◇旧料金では、使用量十六立方分のうち、十立方分までは基本量として、百四十円のこりの六立方分中、十一立方分は、超過使用量一段目にあたり、超えて、単価は一立方分・二十円となり、合計一立方分……百六十四円としました。

◇新料金では、使用量十六立方分のうち、十立方分までは基本量として、百五十円のこりの六立方分中、十一立方分は、超過使用量一段目にあたり、超えて、単価は一立方分・二十円となり、合計一立方分……百六十五円としました。

◇これが新料金では、使用量十六立方分のうち十立方分までは基本量で、百五十円のこりの六立方分中、十一立方分は、超過使用量一段目にあたり、超えて、単価は一立方分・二十円となり、合計一立方分……百六十五円としました。

◇旧料金では、使用量二十立方分のうち、十立方分までは基本量として、百四十円のこりの十立方分中、十一立方分は、超過使用量一段目にあたり、超えて、単価は一立方分・二十円となり、合計一立方分……百六十四円としました。

◇新料金では、使用量二十立方分のうち、十立方分までは基本量として、百五十円のこりの十立方分中、十一立方分は、超過使用量一段目にあたり、超えて、単価は一立方分・二十円となり、合計一立方分……百六十五円としました。

昭和四十三年度予算案を審議する三月市会に、改訂率四・九一％として提案された水道料金の値上げ改訂案は、会期の延長をともなった大幅修正議決から、再議市の招集など、幾多の問題をもちながら慎重な審議を経て、去る四月二十日の早朝本会十五分となり、二五五円と改訂された新料金に、改訂された新料金は、六月徴収分から適用されることになり、水道局では、その準備を完了しましたので、この機会に、新料金について説明し、みなさんご理解をうけたいと思います。

◇旧料金では、使用量十六立方分のうち、十立方分までは基本量として、百四十円のこりの六立方分中、十一立方分は、超過使用量一段目にあたり、超えて、単価は一立方分・二十円となり、合計一立方分……百六十四円としました。

◇新料金では、使用量十六立方分のうち、十立方分までは基本量として、百五十円のこりの六立方分中、十一立方分は、超過使用量一段目にあたり、超えて、単価は一立方分・二十円となり、合計一立方分……百六十五円としました。

◇これが新料金では、使用量十六立方分のうち十立方分までは基本量で、百五十円のこりの六立方分中、十一立方分は、超過使用量一段目にあたり、超えて、単価は一立方分・二十円となり、合計一立方分……百六十五円としました。

◇旧料金では、使用量二十立方分のうち、十立方分までは基本量として、百四十円のこりの十立方分中、十一立方分は、超過使用量一段目にあたり、超えて、単価は一立方分・二十円となり、合計一立方分……百六十四円としました。

◇新料金では、使用量二十立方分のうち、十立方分までは基本量として、百五十円のこりの十立方分中、十一立方分は、超過使用量一段目にあたり、超えて、単価は一立方分・二十円となり、合計一立方分……百六十五円としました。

表の1

水道料金新・旧比較表

算出区分		用途別 新旧比較		専用				共用	
				家事用		業務用		湯屋	
				新	旧	新	旧	新	旧
基本料金	10立方メートルまで			155円	140円	155円	140円	145円	130円
	1段 11立方メートル～15立方メートル			27円	20円	27円	20円	20円	15円
	2段 16立方メートル～20立方メートル			34円	25円	38円	28円	16円	20円
	3段 21立方メートル以上			36円		40円		28円	
プール用料金 1立方メートルにつき				新料金 22円・旧料金 16円					
夜間給水料金 //				新料金 25円・旧料金 16円					
運搬給水料金 //				新料金 180円・旧料金 120円					
下水道使用料				量水器（メーター）使用料					
下水道処理区域……水道料金の40%				口径13ミリメートル……30円 口径20ミリメートル……40円					
下水道処理区域外……水道料金の30% (旧35%)				口径25ミリメートル……50円					

施設を整備・拡充するため

夏期の最大給水時期には、現存施設でぎりぎりの状態です。このままでいくと日常給水にも支障をきたしそうになりました。今回の料金改訂は、こうした窮状を打破し、不安のない給水を確保するため、施設の拡張・整備にふりあてたためのものです。わたくしたち、広島のため、みなさんのご理解とご協力が得られるよう、関係者は切望しています。

四十%という割合は、旧料金の場合と全く同率です。

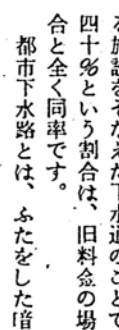
徴収はこれまでどおり二カ月分をまとめ、下水道の使用料とメーター使用料もこれまでどおり、水道料金と一緒に納めていただきます。

下水道の使用料は、水を使われると、それに相当した量だけ、下水をつかって汚水・廃水をすられるということから、水道料金に一定の率をかけた金額としています。

第一は、公共下水道を使用される場合で、水道料金の四十％を下水道使用料としています。

第二は、都市下水路を使用される場合で、水道料金の三十％を納めていただくことにしています。

公共下水道とは、地下に下水管を埋設し、汚水を衛生的に処理す



そこで、まえに例としてあげた標準使用量一カ月当り十六立方メートルと四十立方メートルの差は二十五立方メートルで、五十円です。

水道使用料 (1カ月16立方分)	
324円×2カ月分	648円
下水道使用料 (水道使用料の40%)	
648円×0.4	259円
メーター使用料 (1カ月30円)	
30円×2カ月分	60円
合 計 (2カ月分)	967円
旧料金による計算では	802円
差し引き2カ月分の値上り額	165円

委 託 地 区	実施時期	調達件数
似 島 町	42年 6 期	430件
青嶋1 2 丁 堀越1 3 丁 向月見斐 庚午1 4 丁 庚午1 2 丁 草津1 東 牛田町(新町区)	43年 1 期	16,000件
戸 坂 町	43年 1 期	1,800件
古 田 町 古 江 新 町	43年 1 期	1,500件
井 口 町	43年 1 期	600件
新 庄 町 三 篠 北 町 小河内町2丁 安佐郡祇園町	43年 1 期	4,100件
三 流 町 大宮1 2 丁 福島町の一部		
合 計		24,000件

この方針によれば、四十三年度から、四十八年度までの六カ年間で、全市の集金業務を委託にきりかえようとするものです。

とあります、四十三年度は新料金徴収の六月分から、給水をうけている世帯の約十八％にあたる二万四千世帯分を表二のとおり委託します。

六カ年間の計画では、市の周辺部からはじめて、中央部へうつしていく方針です。

公共料金の集金を委託するわけ

最初は、まごつきもあるかと思ひますが、集金受託証の提示を求めていただいたり、さらにうたがわしいときは、ご遠慮なく、市水道局へご連絡していただきながらその方法をき道にのせていきたいと希望しています。

このようにして生れる、人的な余力は、職員の増加を防いだり、みなさんへの積極的なサービス面へふりむける計画ですので、その意義をご理解くださり、ぜひご協力ください。

ですから、みなさんに安心して料金を支払っていただくため、集金または検針人には、受託証を渡し市民から求めた場合には、いつでもそれを提示して、得心してもらいよう指示しています。

また、請求書・領収書は、これまでどおり、水道局が発行したもので、その他勝手な様式は絶対に使えないことにしています。

臨陣時のお知らせ

「青年の船」乗船一般団員を募集しています。年齢十八歳から二十六歳までの男女、広島県から五名推せん、原則として学生はのぞく、締め切り六月十日、応募先→広島県民生労働部青少年対策室へ

■臨時のお知らせ■

「青年の船」乗船一般団員を募集しています。年齢十八歳から二十六歳までの男女、広島県から五名推せん、原則として学生はのぞく、締め切り六月十日、応募先―広島県民生労働部青少年対策室へ

水道料金の改訂案を提案するとき、市長や水道企業管理者をはじめ、関係者が一番苦しんだのは、水道料金の値上げが、その他の物に、値上げの実態をよくみていただき、ご理解を得て、全市民のために良識ある判断を受けたいと希望しています。

一・八ℓ（一升）で二銭の影響

なり、差し引き十七錢値上りする
勘定です。

水道料金の値上りが、どの程度影響してくるかを、わたくしたちの身近な例で調べてみましょう。

業務用で一番値上りの大きかった超過料金三段をとってみると、一立方メートルが二十八円から四十円になり、十二円値上りしたことになります。

もちろん、十七銭の値上げを、
わずかだと決めつけてはいけません。
これを利用される人数倍して、
影響度を調べなければなりません。
しかし、今日のように、物価上
昇に住民のすべてが悩まされてい
る実状をご理解くださって、水道
料金の値上げの影響を最少限度に

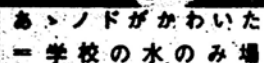
きました
しかも、改訂後の料金をとつても、まだ広島県内では一番やすい
また、広島市と同規模の都市と比較しても、川崎市についてやすい
料金です。(図二)
水は、毎日の生活や仕事に欠かすことのできないものですから、たとえわずかの値上りでも、これが、すべての面に影響することは
さけられません。
しかし、これから説明するよう
一立方メートルを一・八割つまり一升
びんにおきかえてみますと、五百
五十五本分になります。値上り金
額、十二分をこの五百五十五割
つて、一・八割分におきかえますと
二銭一厘(〇・〇二円)という
わずかな額になりました。
ひらたくいって、一升が二銭の
値上りにとどまったということだ
す。
もうひとつの例をあげてみまし
ょう。わたしたちが、一番多く

くい留めるよう、格別のご協力を
受けたい并希望しています。

そのほかの資料として、市内の
業務用給水状況を使用量別に集計
したものがあります。

この資料によると、二カ月間の
使用量を、つぎのような区分に
して、それに該当する件数と全給水
件数に対する比率を出していま
す。

◇十六立方メートル以下しか水を使わな
かったもの、千七百七件、十・十

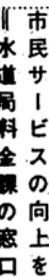


◇十七立方以上二十立方以下まで
 水を使用したもの、七百二十五件
 四・六％
 ◇二十一立方以上三十立方以下まで
 水を使用したもの、千五百八十
 件、九・九％
 ◇三十一立方以上百立方以下まで
 水を使用したもの、六千九百十一
 件、四十三・三％
 となり、百立方以下しか水を

関係者のみなさんとはもとより、市民の協力を得て、水道料金の改訂の影響をその他の物価におよぼさないよう努力していく計画です。

**苦境をのりこえ
積極的な対策を**

水道料金を決定しようとする場合は、地方公営企業法という法律（第二十一条）で、①公正妥当な



金額であること ③能率的な経営を前提とした、適正な原価を基礎とすること ④企業の健全な運営を、いまつくりあげておかなければ、将来に大きな悔いを残すことは明白です。

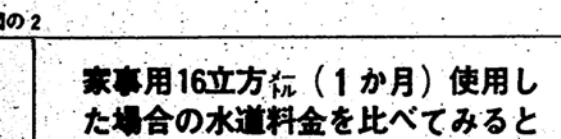
今回の改訂は、四十二年度から四十六年度までの五カ年間の財政収支状況から、今後四カ年間に、どうしても進めなければいけない事業、そのために必要な経費、借入金、収益金などを見積り、三十四・五六兆の改訂にふみきったものです。

水道事業関係者は、今回の改訂を機会に、一層業務の合理的運営につとめ、いっばう、市内巡回サービスカーの増車（四十三年度以降、六台）など、みなさんへの積極的なサービス面を強化し、みなさんに得心していただける業務をすすめる強い方針のもとに、むこ

これによる収益金の増額分は、
ほぼ二十一億五、〇〇〇万円とみ
られていますが、これからの四カ
年間でさらに七十億圓に近い借入
金により事業の拡張をはからねば
ならない理由もあって、増収分の
ほとんどが、借入金金の元利返済金
にあてられる状況です。

苦しい経営はまだまた続く見込
みです。しかし、この苦境をのり
ます。

市では広報課が開催する施設見
学会や、水道局でも申込みをうけ
て水道施設を見学していただく機
会を準備していますので、こうし
た機会に、水道事業の現状をみて
いただき、建設的な意見をどしど
し寄せてくださるよう希望してい
ます。



第10回 全国水道週間始まる

六月一日(土)

六月七日(金)

施設見学や無料水質検査

水道週間とは

水道は、わたくしたちが、健康で文化的な日常生活をいとなみ、産業や文化、社会を発展させるために欠かすことのできない施設です。

その水道について、わたくしたちの理解と関心を高め、生活環境の改善や公衆衛生の向上につとめるとともに、水道事業をより健全に発展させることを目的として毎年六月一日から一週間を、水道週間とさだめ、全国で開催される行事です。

水道局では、この週間に、つぎのような催しを計画していますので、この機会をぜひご利用ください。

施設見学や無料水質検査

水道は、わたくしたちが、健康で文化的な日常生活をいとなみ、産業や文化、社会を発展させるために欠かすことのできない施設です。

施設の見学や無料水質検査

水道週間中、土曜日の午後と日曜日の午前、毎日、牛田浄水場をみなさんに開放します。

この期間中は、場内を自由にみていただけますが、とくに、毎日午前十時と午後二時の二回、係員が案内して、水道事業についてご説明し、質問におこたえします。

天然水を飲み水に利用されているかたで、水の検査を希望されるかたに無料検査を実施します。

水の検査は、①有毒物質を含んでいないか ②異常な酸性またはアルカリ性はないか ③臭いはないか ④にごつていないか、などを調べ、飲料水としての適否を判定します。

検査を希望される方は、一・八(一・八)程度の水を、牛田浄水場にある水道局浄水課、または、基町の水道局までご持参ください。



水道事業にご理解を
＝水源池の施設見学会

天然水を飲み水に利用されているかたで、水の検査を希望されるかたに無料検査を実施します。

水の検査は、①有毒物質を含んでいないか ②異常な酸性またはアルカリ性はないか ③臭いはないか ④にごつていないか、などを調べ、飲料水としての適否を判定します。

検査を希望される方は、一・八(一・八)程度の水を、牛田浄水場にある水道局浄水課、または、基町の水道局までご持参ください。

市内の小・中学校のうちから、えらんだ児童・生徒の作文を募集し優秀作品を採用して、公表することになっています。

特別相談所の開設
基町水道局の正面玄関へ特別相談所を設け、水道についてのご相談をうけます。この機会を、ぜひご利用ください。

住所の表示を、町名・地番方式から、街区・番号方式に改めて、わかりやすくしようとする住居表示制度は、昭和四十年から実施されてきました。

四十二年度末には、新住居表示を実施しようとした地域の六十二戸まで完了し、四十三年度はさらに江波・舟入・宇品および牛田地区を実施して、計画地区の八十三戸まで作業を終える予定です。

ただし、実施計画地区を拡張しようとしていますので、四十三年度計画をそのまま実施しても、全体の完成率は、すこし低くなり

ます。このように、実施区域が広がるにつれて、すでに実施された区域

内では、新築、改築をされ、市へ届け出られないため、住居番号が乱れはじめているところが出てきました。

市では、専門の調査員をおいて調査し、住居番号台帳によって、番号をうち込んでいますが、追いつかなくなってきました。

住居番号は、将来住民基本台帳へも利用される重要なものですから、充分ご注意ください。

たとえば、あなたが、両隣りの戸番を参考にして勝手に番号をつけられまうと、そのあとで、新築、改築をされるかたが困ることも起き、しまいにこの制度そのものが

くわしいことは、市役所総務局住居表示課へ相談され、正確な戸番をつけてください。

くわしくは、消防署・消防局総務課へ、電話一八九二六

がくすれてしまつて、昔のようにわかりにくくなつてしまつています。広島市の場合、とくに、都市の発展につれて建物の異動がはげしいところですから、戸番の届出は、都市住民の義務と考えられ、実際に届けてください。

住宅を改築される場合でも、玄関の位置が変わつても、その番号が使えるようになります。

建設資金は、公団が定めた建設費以内であれば、全額借り受けることができます。自己資金はいりません。貸付け金利は、年利七分五厘です。

市では、深刻化する住宅難の解消と市街地の高度利用、ならびに市街地の美化もかねて、この制度の利用をすすめています。

くわしいことは、市役所都市計画局住宅建設課へ、お問い合わせください。

協力ください

土地をご提供ください

日本住宅公団が土地を提供して、くわしいと呼びかけています。これは、あなたの土地を、もっと高度に利用しようというねらいで、その土地のうへに、あなた自身が利用される住宅や店舗などと公団が管理する住宅と一緒に建てて、ひとつは、あなたの住宅や店舗改築を、もうひとつは、都市の住宅難解消をねらった、一石二鳥策といえます。

十五年以内に確実に償還できる人となつています。また、土地は千三百平方メートル以上(四百坪以上)必要で、周囲の状況がアパートに悪影響をあたえるものでないけません。また、土地は、貸付資金が返済されるまで、公団が担保権を設定します。

市では、深刻化する住宅難の解消と市街地の高度利用、ならびに市街地の美化もかねて、この制度の利用をすすめています。

くわしいことは、市役所都市計画局住宅建設課へ、お問い合わせください。